

兵庫県公報

平成28年9月16日 金曜日 第2833号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○港湾隣接地域の指定の変更に係る公聴会の開催（港湾課）	3
○河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（阪神南県民センター）	4

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7

告 示

兵庫県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
アルカ下加茂薬局	洲本市下加茂1-640-1	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1-3-3	平成28年8月1日
太田外科診療所	伊丹市南本町4-2-10	医療法人社団いずみ会	伊丹市南本町4-2-10	同 年7月7日
キロロ調剤薬局	豊岡市野田字仁倉149-1	有限会社ダリア	たつの市新宮町光都2-1-28	同 年8月1日
山崎記念クリニック	加古川市上荘町井ノ口390-2	医療法人社団山崎記念クリニック	加古川市上荘町井ノ口390-2	同 年7月1日
介護老人福祉施設権の家	赤穂市浜市556-1	社会福祉法人玄武会	赤穂市片浜町227	同 年8月1日

アルカ西脇薬局	西脇市小坂町字横溝172 —1	株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台1 —3—3	同
三木山陽病院	三木市志染町吉田1213 —1	医療法人社団朋優会	三木市志染町吉田1213 —1	平成28年3月1日
アルカ小野中央薬局	小野市黒川町1773	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1 —3—3	同 年8月1日
小嶋医院	篠山市北45—4	医療法人社団小嶋医院	篠山市北45—4	同 年4月1日
アルカ篠山中央薬局	同 市黒岡183	株式会社アルカ	神戸市須磨区弥栄台1 —3—3	同 年8月1日
アルカ篠山薬局	同 市黒岡字古池ノ坪 188—1	同 上	同 上	同



兵庫県告示第823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
あべいすとリハビリセンター	洲本市宇原484—1	株式会社あべいすと	洲本市納177—2	所在地
ケアプランセンター 鈴音	赤穂市加里屋290—10 プラット赤穂1F	社会福祉法人青空福祉会	大阪市西淀川区中島1 —14—5	事業者名称・所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
西市民病院前さくら薬局	加古川市東神吉町西井ノ口 380—4	株式会社グッドプランニング	神戸市北区南五葉2—1— 32—1
ささえる在宅ケアセンター	同 市加古川町寺家町47— 1	株式会社ささえる	西宮市名塩さくら台1—20 —2
ささえる在宅ケアセンター 訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上
フォレストデイサービスセ ンター安倉	宝塚市安倉南1—9—32	株式会社フォレスト	宝塚市逆瀬川1—2—1— 903



兵庫県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年9月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	相野大池地区	平成28年9月16日から 同 年10月6日まで	姫路市役所
農村地域防災減災事業	有井地区	平成28年9月16日から 同 年10月6日まで	姫路市役所



兵庫県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区野間谷字白岩137の1・138の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第826号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、姫路港港湾隣接地域の指定の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日 時 平成28年9月29日（木）午後3時から
- 2 場 所 姫路市網干区垣内中町120 姫路市網干市民センター会議室
- 3 予定区域
次の(36)から(47)まで及び(48)から(51)までの点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域。ただし、(48)から(51)までに囲まれた地域は除く。
(36) 姫路市網干区浜田地先姫路木材港東防波堤標注（北緯34度45分27秒、東経134度34分12秒）から250度34分 1,602メートルの地点
(37) (36) から 250度30分 1,286メートルの地点
(38) (37) から 10度 248メートルの地点
(39) (38) から 91度 198メートルの地点
(40) (39) から 1度 546メートルの地点
(41) (40) から 271度 293メートルの地点

- (42) (41) から 1度 78メートルの地点
- (43) (42) から 6度 27メートルの地点
- (44) (43) から 0度 105メートルの地点
- (45) (44) から 271度 23メートルの地点
- (46) (45) から 9度 88メートルの地点
- (47) (46) から 278度 43メートルの地点
- (48) 姫路市網干区浜田地先標注（北緯34度45分39秒、東経134度34分20秒）
- (49) (48) から 271度 99メートルの地点
- (50) (49) から 190度 280メートルの地点
- (51) (50) から 89度 99メートルの地点



兵庫県告示第827号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年 9月16日

河川管理者

阪神南県民センター長 松 田 直 人

- 1 保管した工作物等
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
西宮市甲子園浜2丁目 甲子園浜埠頭用地
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権限を有することを証する書面を、阪神南県民センター西宮土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表 1

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	長さ (m) × 幅 (m) 内色-外色	数量		保管を始めた年月日時		
1	クルーザーヨット	6.50×2.25 白-白	1	尼崎市戸ノ内字猪名 川向側地先(水面上)	平成28年 8月22日10時		
					同 日16時		

別表 2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	タイヤ4本、単管7本、鎖3 本、ロープ4本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名 川向側地先(護岸上)	平成28年 8月22日10時		左岸側
					同 日18時		
2	係留施設等	鎖1本、ロープ1本、鉄杭1 本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名 川向側地先(護岸上)	平成28年 8月22日10時		左岸側
					同 日18時		

3	係留施設等	鎖1本、鉄杭1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先(護岸上)	平成28年8月22日10時	左岸側
					同 日18時	
4	係留施設等	鎖1本、ロープ1本、鉄輪1個、杭1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先(護岸上)	平成28年8月22日10時	左岸側
					同 日18時	
5	係留施設等	ブイ1個、鉄板5枚、ロープ2本、パイプ4本、丸太1本、ハンゴ1台	1式	尼崎市戸ノ内町4丁目4番1地先(護岸上)	平成28年8月22日10時	右岸側
					同 日18時	
6	係留施設等	タイヤ8本、ブイ3個、ハンゴ2台、単管6本、アングル4本、鉄杭9本、鎖8本、ワイヤー1本、ターンバックル1本、ロープ15本	1式	尼崎市戸ノ内町4丁目24番14地先(護岸上)	平成28年8月22日10時	右岸側
					同 日18時	

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター
所在地 たつの市龍野町堂本260-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川 博之

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	近澤 靖英
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	中嶋 克彦
株式会社三城	東京都中央区銀座1-7-7	加賀 純一

外19者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテールストア株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1-6-5	中嶋 克彦

株式会社三城
外19者

東京都中央区銀座1-7-7

澤 田 将 広

4 変更年月日

平成28年 3月 1日ほか

5 届出年月日

平成28年 8月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年 9月16日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 1月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市神爪一丁目94番8の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市米田町平津487番地

前 田 博 昭

3 許可年月日及び許可番号

平成28年 5月19日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-5号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市復井町字川端901番6、951番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市復井町955番地

三和技研株式会社 代表取締役 竹 内 敏 紀

3 許可年月日及び許可番号

平成28年 8月22日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-6-2号（28小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市砂子字家頭43番 1、43番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市砂子310番地 2
木 村 雅 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 9月 5日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－7－2号（28赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字糯田182番 4、182番 7、183番 1、183番 7、183番 8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町糸井261番地 1
西 田 福太郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 7月27日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－4－2号（28太子）